

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	浄化槽の清掃についての必要な指示
概要	浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができます。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第 4 1 条第 1 項
処分基準	浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき
ホームページ	
備考	